

令和5年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会

次 第

日 時 令和5年5月18日（木）
午前10時から正午まで
会 場 朝霞市役所別館5階 大会議室（手前）

1 開 会

2 議 題

- (1) 委員の変更及び会長の選出について
- (2) 第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告
- (3) 令和4年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和5年度の計画について
- (4) 令和5年度のスケジュールについて
- (5) その他

3 閉 会

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）委員名簿

令和5年5月18日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
とくら みさ 戸倉 美砂	放課後等デイサービスまいまい児童発達管理責任者
保健又は医療関係者	
さいとう 富みよ 齋藤 富美代	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
すぎた まさおき 杉田 正興	すぎたこどもクリニック院長
教育又は雇用関係者	
すけがわ だいすけ 助川 大介	和光特別支援学校特別支援教育コーディネーター
障害者団体の代表者	
なかた あきよ 中田 陽代	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（精神包括ケア部会）委員名簿

令和5年5月18日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
障害福祉サービス事業者	
いでい たかひろ 出井 誉浩	ウェルビー朝霞台駅前センターサービス管理責任者
とくら みさ 戸倉 美砂	放課後等デイサービスまいまい児童発達管理責任者
保健又は医療関係者	
さいとう ふみよ 齋藤 富美代	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
きむら よしえ 木村 淑恵	あさか台メンタルクリニック所長
かどの しゅうじ 角野 修治	くろめがわ訪問看護ステーション管理者
教育又は雇用関係者	
みやざき ひろし 宮崎 廣志	朝霞公共職業安定所統括職業指導官
障害者団体の代表者	
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会副代表

朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿

令和5年5月18日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
ながつか さとる 長塚 覚	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
いでい たかひろ 出井 蒼浩	ウェルビー朝霞台駅前センターサービス管理責任者
とくら みさ 戸倉 美砂	放課後等デイサービスまいまい児童発達管理責任者
保健又は医療関係者	
さいとう ふうみよ 齋藤 富美代	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
すぎた まさお 杉田 正興	すぎたこどもクリニック院長
きむら よしえ 木村 淑恵	あさか台メンタルクリニック所長
かどの しゅうじ 角野 修治	くろめがわ訪問看護ステーション管理者
教育又は雇用関係者	
おやざき じゅんじ 親崎 惇司	和光南特別支援学校進路指導主事
みやざき ひろし 宮崎 廣志	朝霞公共職業安定所統括職業指導官
うちだ たつや 内田 達也	朝霞市商工会理事
すけがわ だいすけ 助川 大介	和光特別支援学校特別支援教育コーディネーター
障害者団体の代表者	
なかむら まきこ 中村 真喜子	特定非営利活動法人朝霞市心身障害児・者を守る会会員
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会副代表
なかた あきよ 中田 陽代	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長
学識経験を有する者	
いいむら ふみえ 飯村 史恵	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科
知識経験を有する者	
くりやま のぼる 栗山 昇	栗山司法行政事務所所長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点部会）委員名簿

令和5年5月18日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
教育又は雇用関係者	
おやぎき じゅんじ 親崎 惇司	和光南特別支援学校進路指導主事
うちだ たつや 内田 達也	朝霞市商工会理事
障害者団体の代表者	
なかむら まきこ 中村 真喜子	特定非営利活動法人朝霞市心身障害児・者を守る会会員

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（権利擁護部会）委員名簿

令和5年5月18日現在

氏名	所属等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
障害福祉サービス事業者	
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
いでい たかひろ 出井 蒼浩	ウエルビー朝霞台駅前センターサービス管理責任者
教育又は雇用関係者	
おやざき じゅんじ 親崎 惇司	和光南特別支援学校進路指導主事
みやざき ひろし 宮崎 廣志	朝霞公共職業安定所統括職業指導官
障害者団体の代表者	
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会副代表
知識経験を有する者	
くりやま のぼる 栗山 昇	栗山司法行政事務所所長

改正

平成26年3月31日条例第5号

平成28年3月28日条例第6号

朝霞市障害者自立支援協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者自立支援協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、朝霞市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
- (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
- (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 教育又は雇用関係者

- (5) 障害者団体の代表者
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 知識経験を有する者
 - (8) 障害者及びその家族
 - (9) 関係行政機関の職員
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を置くことができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とあるのは、「障害者自立支援法」とする。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱

平成25年7月31日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市障害者自立支援協議会条例第7条に規定する部会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会（以下「専門部会」という。）は、障害（児）者の権利擁護などに関して、抱えている問題又は困難事例に対する検討を行い、朝霞市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

(専門部会員)

第3条 専門部会の構成員（以下「部会員」という。）は、朝霞市障害者自立支援協議会条例（以下「条例」という。）条例第4条に掲げる者のうちから協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の任期とする。

2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

4 会議は公開とする。ただし、個人情報に関する事項を審議又は検討する場合は、会議を非公開とすることができる。

5 会議は、部会員の過半数の出席により、開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 部会員の参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。

1訪問系サービス (計画書P55~61)

	進捗・課題・分析等	委員会意見	次年度に向けた展望等
令和4年度分 (2022年度分)	<p>重度訪問介護については、利用頻度が減少したことで、利用時間実績も減少した。行動援護については、実利用者数に変化はなかったが、新型コロナウイルスの流行が落ち着いたこともあり、利用時間が増加した。訪問系サービス合計としては実利用者数・利用時間ともに前年度実績を下回った。</p>		

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。					
		区分	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
訪問系サービス 合計 下記①~⑤		月間実利用者数 (見込)	177	187	161	168	175
		月間実利用者数 (実績)	152	159	163	158	
		月間延利用時間 (見込)	2,354	2,487	3,525	3,659	3,799
		月間延利用時間 (実績)	3,275	4,330	4,350	3,910	
①居宅介護		月間実利用者数 (見込)			141	148	155
		月間実利用者数 (実績)	134	138	140	140	
		月間延利用時間 (見込)			2,787	2,921	3,061
		月間延利用時間 (実績)	2,701	2,846	2,980	2,586	
②重度訪問介護		月間実利用者数 (見込)			2	2	2
		月間実利用者数 (実績)	1	3	3	3	
		月間延利用時間 (見込)			288	288	288
		月間延利用時間 (実績)	175	1,032	859	808	
③同行援護		月間実利用者数 (見込)			15	15	15
		月間実利用者数 (実績)	15	15	17	12	
		月間延利用時間 (見込)			403	403	403
		月間延利用時間 (実績)	377	423	451	450	
④行動援護		月間実利用者数 (見込)			3	3	3
		月間実利用者数 (実績)	2	3	3	3	
		月間延利用時間 (見込)			47	47	47
		月間延利用時間 (実績)	22	29	60	66	
⑤重度障害者等 包括支援		月間実利用者数 (見込)			検討	検討	検討
		月間実利用者数 (実績)	0	0	0	0	
		月間延利用時間 (見込)			検討	検討	検討
		月間延利用時間 (実績)	0	0	0	0	
その他・ 特記事項等		*訪問系サービスについては、令和元年度までは、個別サービスごとの見込無し。 *市内/市外の利用の区別なし。					

第6期障害福祉計画進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

2日中活動系サービス(計画書P62~77) 1/2

	進捗・課題・分析等	委員会意見	次年度に向けた展望等
令和4年度分 (2022年度分)	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたこともあり、全体的に前年度と同様の状況だった。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。		

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(1)生活介護	月間実利用者数 (見込)	167	172	186	202	219
	月間実利用者数 (実績)	159	183	185	186	
	月間延利用日数 (見込)	3,674	3,784	4,092	4,444	4,818
	月間延利用日数 (実績)	3,428	3,585	3,746	3,745	
(2)自立訓練 (機能訓練)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	1	1	1	1	
	月間延利用日数 (見込)	22	22	22	22	22
	月間延利用日数 (実績)	0.5	3	14	12	
(3)自立訓練 (生活訓練)	月間実利用者数 (見込)	23	24	38	41	44
	月間実利用者数 (実績)	32	35	29	29	
	月間延利用日数 (見込)	506	528	836	902	968
	月間延利用日数 (実績)	445	469	405	392	
(4)就労移行支 援	月間実利用者数 (見込)	55	60	40	42	44
	月間実利用者数 (実績)	36	55	60	60	
	月間延利用日数 (見込)	1,210	1,320	880	924	968
	月間延利用日数 (実績)	659	967	1,088	1,094	
(5)就労継続支 援(A型)	月間実利用者数 (見込)	19	21	13	15	18
	月間実利用者数 (実績)	9	12	11	11	
	月間延利用日数 (見込)	418	462	286	330	396
	月間延利用日数 (実績)	166	213	195	195	
(6)就労継続支 援(B型)	月間実利用者数 (見込)	143	148	156	158	160
	月間実利用者数 (実績)	150	157	165	167	
	月間延利用日数 (見込)	3,146	3,256	3,432	3,476	3,520
	月間延利用日数 (実績)	2,548	2,527	2,765	2,782	
その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。					

計画
↓
実施
活動指標等

第6期障害福祉計画進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

2日中活動系サービス(計画書P62~77) 2/2

	進捗・課題・分析等	委員会意見	次年度に向けた展望等
令和4年度分 (2022年度分)	1枚目に記載		

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(7)就労定着支援	月間実利用者数 (見込)	7	8	15	16	17
	月間実利用者数 (実績)	12	13	18	20	
(8)療養介護	月間実利用者数 (見込)	14	14	16	17	18
	月間実利用者数 (実績)	14	14	13	12	
(9)短期入所 (福祉型)	月間実利用者数 (見込)	27	29	37	42	48
	月間実利用者数 (実績)	28	16	18	18	
	月間延利用日数 (見込)	248	266	370	420	480
	月間延利用日数 (実績)	271	203	172	168	
(9)短期入所 (医療型)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	1	1	1	1	
	月間延利用日数 (見込)	5	5	5	5	5
	月間延利用日数 (実績)	5	2	3	3	
(10)自立生活 援助	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	0	0	0	2	
その他・ 特記事項等	*「第6期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」等に基づき、利用日数等を設定していない項目があります。 *市内/市外の利用の区別なし。					

計画
↓
実施

活動指標等

第6期障害福祉計画進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

3居住系サービス(計画書P78~80)

		進捗・課題・分析等	委員会意見				次年度に向けた展望等
令和4年度分 (2022年度分)		共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。					
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。					
		区分	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(1)共同生活援助(グループホーム)		月間実利用者数(見込)	33	34	67	74	81
		月間実利用者数(実績)	49	64	79	82	
(2)施設入所支援		月間実利用者数(見込)	86	87	94	102	110
		月間実利用者数(実績)	81	87	87	87	
その他・特記事項等		*市内/市外の利用の区別なし。					

第6期障害福祉計画進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

4相談支援(計画書P81~82)

	進捗・課題・分析等	委員会意見	次年度に向けた展望等
令和4年度分 (2022年度分)	計画相談支援は前年度より利用者数が増加、地域定着支援は前年度と同様の利用者数であった。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。		

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。				
		区分	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
(1)計画相談支援	月間実利用者数 (見込)	198	218	186	202	219
	月間実利用者数 (実績)	184	199	210	216	
(1)地域移行支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	1	0	0	0	
(1)地域定着支援	月間実利用者数 (見込)	22	27	8	10	13
	月間実利用者数 (実績)	5	6	9	9	
その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。					

第6期障害福祉計画進行管理シート(活動指標)2021(R3)~2023(R5)

5障害のある児童への支援(計画書P83~92) 1/2

令和4年度分 (2022年度分)	進捗・課題・分析等	委員会意見	次年度に向けた展望等
	全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数とも増加している傾向が見える。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。		

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(1)障害児通所支援 ①児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	180	216	228	267	312
	月間実利用者数 (実績)	167	199	235	238	
	月間延利用日数 (見込)	/	/	1,824	2,136	2,496
	月間延利用日数 (実績)	1,293	1,464	1,951	1,942	
(1)障害児通所支援 ②医療型児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	0	0	0	0	
	月間延利用日数 (見込)	/	/	8	8	8
	月間延利用日数 (実績)	0	0	0	0	
(1)障害児通所支援 ③放課後等デイサービス	月間実利用者数 (見込)	255	306	224	250	279
	月間実利用者数 (実績)	180	211	268	275	
	月間延利用日数 (見込)	/	/	2,688	3,000	3,348
	月間延利用日数 (実績)	2,147	2,412	3,159	3,191	
(1)障害児通所支援 ④保育所等訪問支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	16	20	24
	月間実利用者数 (実績)	6	14	32	32	
	月間延利用日数 (見込)	/	/	32	40	48
	月間延利用日数 (実績)	15	24	37	37	
(2)居宅訪問型児童 発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	1	0	0	1	
	月間延利用日数 (見込)	/	/	15	15	15
	月間延利用日数 (実績)	14	15	0	3	
(4)障害児相談支援 ①障害児相談支援	月間実利用者数 (見込)	85	93	144	168	196
	月間実利用者数 (実績)	105	129	163	167	
(4)障害児相談支援 ②医療的ケア児に関する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数見込	月間実利用者数 (見込)	検討	検討	4	4	4
	月間実利用者数 (実績)	4	4	4	6	
その他・ 特記事項等	*(3)障害児入所支援は県事業につき目標設定なし。その他一部の項目については、令和2年度まで月間延利用日数の見込設定なし。 *市内/市外の利用の区別なし。					

計画
↓
実施

活動指標等

障害者自立支援協議会について

R4.4.1作成

朝霞市福祉部障害福祉課

1. 障害福祉施策の推進体制について

朝霞市の障害福祉施策は、障害者プラン及び障害福祉計画（障害児福祉計画含む）に基づいて推進されています。

①障害者プラン（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）：障害者施策全般にわたる基本的事項を定めています。

②障害福祉計画（障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画）：障害福祉サービス（児も含む）の見込量を定めています。



2. 障害者プラン・障害福祉計画

1 基本理念

**子どもから大人まで 障害のある人もない人も
互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現**

第5次朝霞障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、お互いを尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意志で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。

2 基本目標

朝霞市障害者プラン

- 1 共生社会の実現を目指す
- 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する
- 3 就労を支援する
- 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する
- 5 安心・安全な暮らしをつくる

朝霞市障害福祉計画

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

3. 障害者自立支援協議会について (1)

障害者総合支援法 (協議会の設置)

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

朝霞市障害者自立支援協議会条例 (所掌事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 - (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 - (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3. 障害者自立支援協議会について (2)

自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）より

<地域自立支援協議会の運営の視点>

障害者等の地域生活を支援するためには、共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが必要であり、その中核をなす地域自立支援協議会が重要となります。

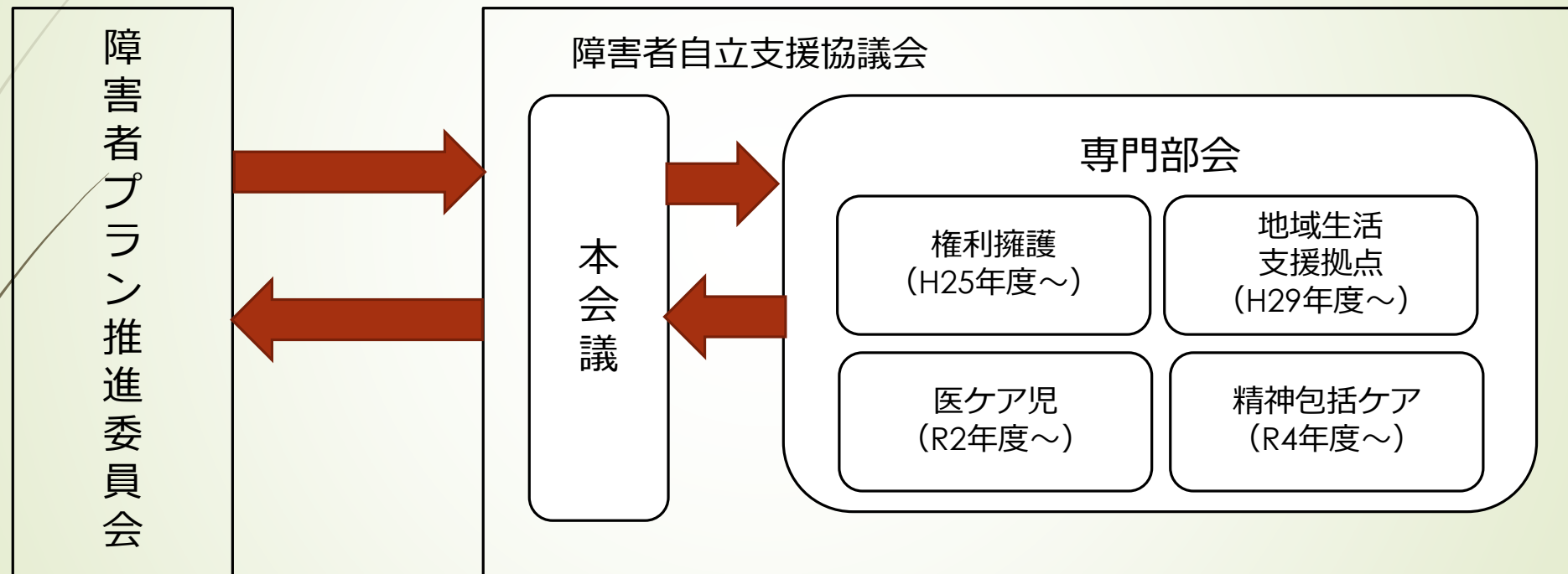
- ①共通の目的を持つ
- ②情報の共有
- ③具体的に協働する
- ④地域の関係者によるネットワークを構築する

<地域自立支援協議会の機能>

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

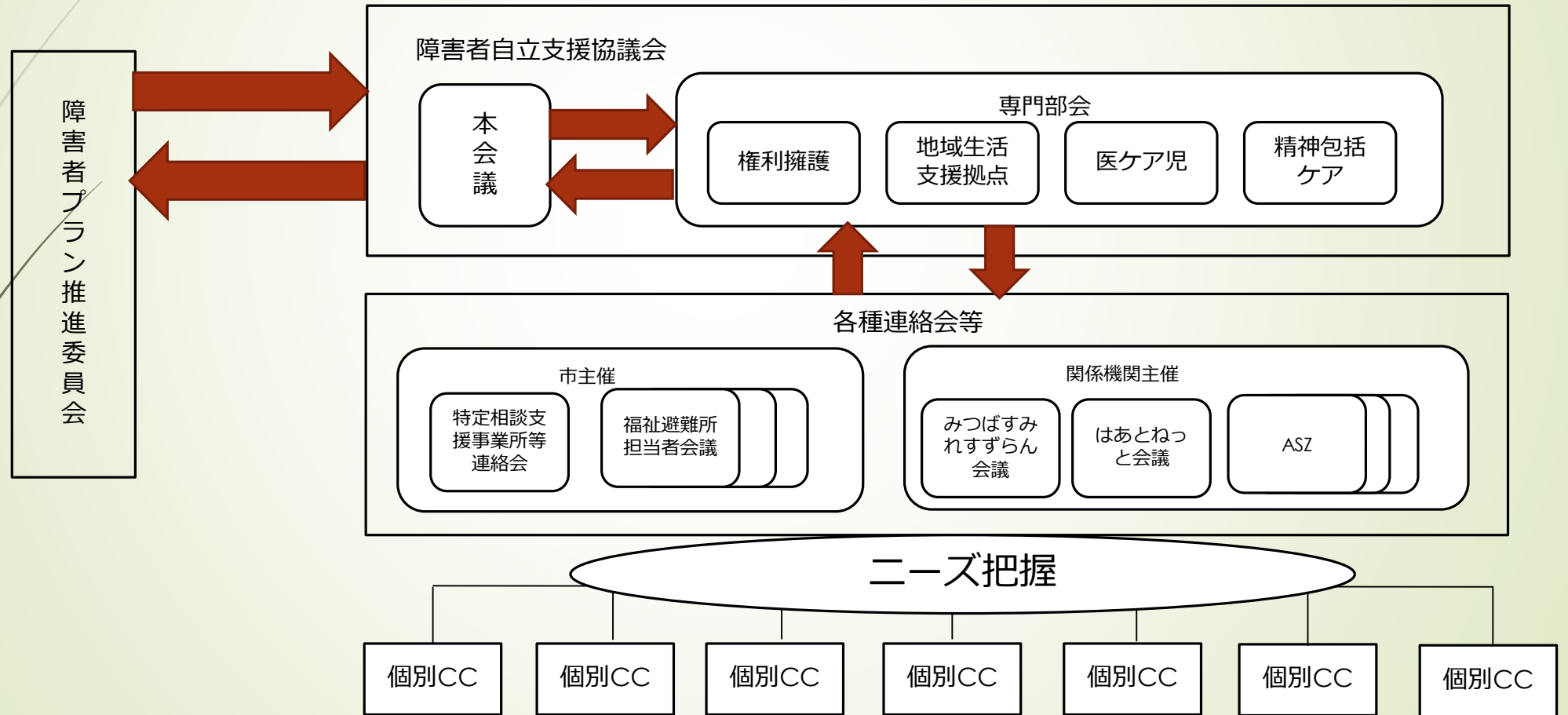
3. 障害者自立支援協議会について (3)

【イメージ図】



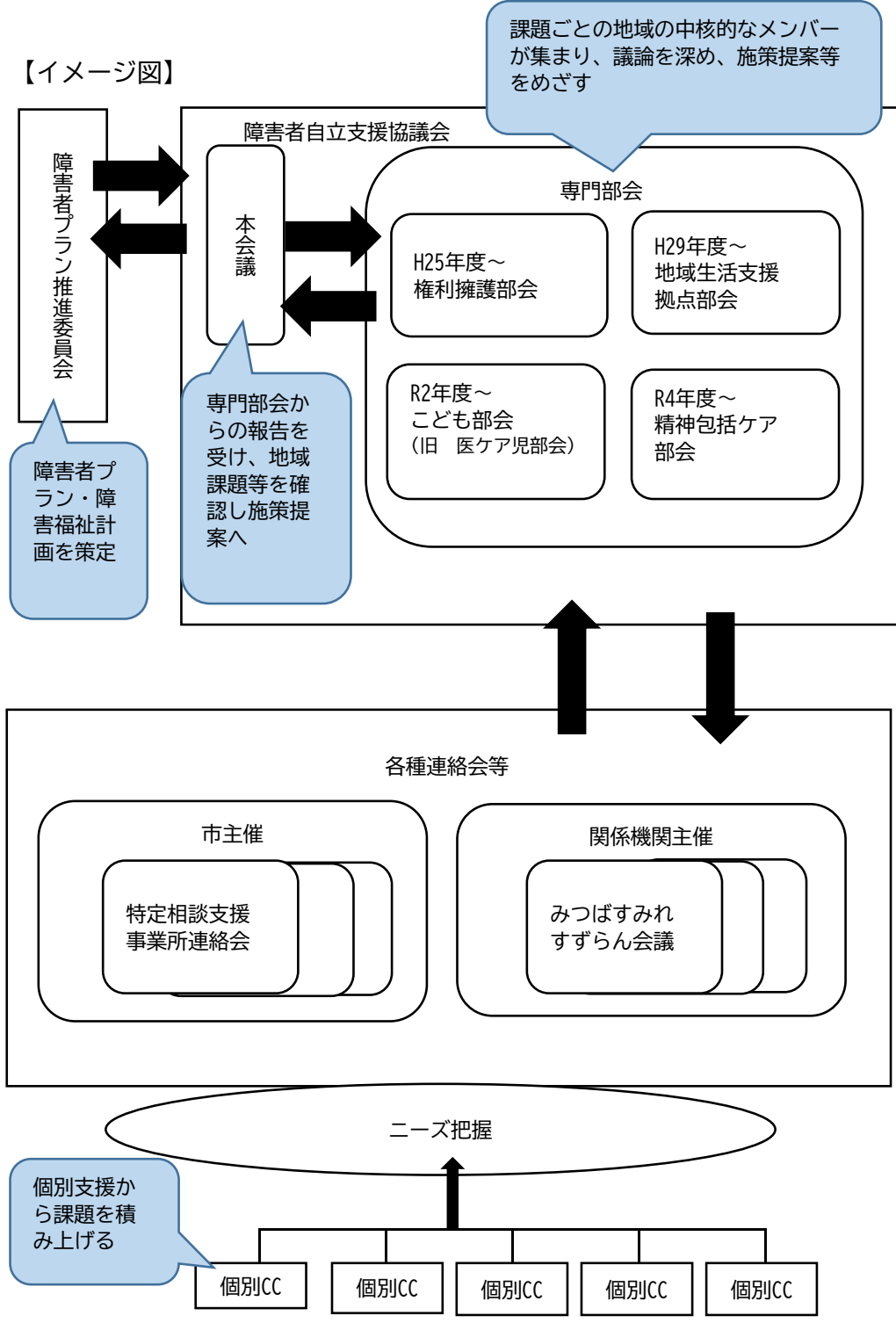
3. 障害者自立支援協議会について (4)

【イメージ図】



R4年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR5年度計画

- <障害者自立支援協議会の所掌事務>
- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 - (2) 障害者等への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 - (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。



	R4年度	R5年度
権利擁護部会	<p><部会設置の根拠> 障害者差別解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」の位置づけ</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.11.17開催、「部会長、副部会長の選出について」「障害者差別解消法に係る報告について」「障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討」「その他」</p>	<p><今後の課題> 会議体として、事例解決のためにどこまでできるのか。会議を公開するべきか。</p> <p><計画等> 引き続き事例の検討は行いつつ、会議体の方向性及び事案の情報共有及び構成機関等への提言、解決を後押しするための協議まで行いたい。</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 「権利擁護の幅が広い」「個別事例発表のみでなくどのような対応をしていくかを話し合うべきではないか」「会議を公開すべきでないか」</p>	
地域生活支援拠点	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.7.28開催「部会長、副部会長の選出について」「朝霞市地域生活支援拠点等事業の運用と評価について」「相談支援体制の充実について」 ●R5.2.14開催「地域生活支援拠点等の評価について」「特定相談支援事業所連絡会での協議内容の報告」</p>	<p><今後の課題> 地域生活支援拠点の事業所向け説明会をどのように行うか。基幹相談支援センター設立に向けて、相談支援事業所連絡会と連携をとる。</p> <p><計画等> 1回目の拠点部会までに事業所向けの説明会を開催する。(6月ごろが理想) 取り組み内容について拠点部会で報告。地域生活支援拠点に登録している事業所の評価を、毎年2回目の拠点部会で行う。</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 「基幹相談支援センター設立の際は他市の例を参考にしてみても」「拠点の評価について、事業所間の横のつながりが増えると高い評価になるのでは」「拠点の登録について市から事業所へ説明会を行うべき」</p>	
こども部会	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(5) 障害児支援の提供体制の整備等</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.8.17開催「部会長、副部会長の選出について」「医療的ケア児の支援について」「障害児施策の現状と課題について」 ●R5.1.18開催「障害児施策の現状と課題について」「医療的ケア児の支援について」</p>	<p><今後の課題> 医療的ケア児の支援について、災害時個別支援計画作成を進めるとともに、県の医療的ケア児等支援センターに関しての情報提供を行っていく。障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。</p> <p><計画等> 令和5年度前半では、取組内容の協議を行い、後半では実施に向け準備を進めていく。</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 令和4年度に医ケア部会からこども部会になり、対象となる児の幅が増えたため、課題が広がった。医療的ケア児コーディネーターの活用について検討したい。障害児施策を知らない人へ啓発活動をしていくのはどうか。</p>	
精神包括ケア部会	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.8.1開催「部会長、副部会長の選出について」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて」「朝霞市の現状及び情報共有」 ●R5.2.1開催「朝霞市の現状について」「地域課題について」</p>	<p><今後の課題> R5年度1回目目標の設定をどのように行うか。他機関との連携・情報交換の機会の確保について。</p> <p><計画等> 1回目：目標の設定 2回目：評価の実施</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 「横の繋がりがいい」「困難ケースを共有できる場があるといい」「ゴールがどこなのかイメージ化し、共有したい」「多職種の意見交換会があるといい」</p>	

開催	予定日	議題(案)
1回目	R5.6.2	1 委員長及び副委員長の選任について 2 今年度のスケジュールについて 3 第6次障害者プラン等(※1)策定について (1) アンケート及びヒアリング実施報告(速報) (2) 国・県の関連計画 (3) 基本理念 4 障害者自立支援協議会について
2回目	R5.7.27	1 第6次障害者プラン等策定について (1) アンケート及びヒアリング結果報告 (2) 第6次障害者プラン等の骨子案 2 第5次障害者プランの進行管理・評価等について 3 第6期障害福祉計画等(※2)の進行管理・評価等について
3回目	R5.10.19	1 第6次障害者プラン等策定について (1) 第6次障害者プラン等の素案 2 第5次障害者プランの進行管理・評価等について 3 第6期障害福祉計画等(※2)の進行管理・評価等について
4回目	R6.1.11	1 第6次障害者プラン等策定について (1) パブコメ・職員コメントの結果報告 (2) 第6次障害者プラン等の素案

※1 第6次障害者プラン・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

※2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

関係者様各位

朝霞市長 富岡 勝則

(公 印 省 略)

障害福祉関係者みんなで考える交流会～地域で安心して暮らし続けるために～
の開催について（依頼）

日ごろ、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、朝霞市に住んでいる方々が障害のあるなしに関わらず地域で安心して暮らしていけるように、関係者が情報を共有しあい、交流できる機会を設けるため、下記のとおり交流会を行うこととしました。

つきましては、詳細をご確認のうえ、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年6月1日（木）午前9時30分～午後0時30分
2. 会 場 産業文化センター 研修室集会室（朝霞市大字浜崎669-1）
3. 内容等

【第1部】朝霞市地域生活支援拠点等事業について

協力：相談支援センターさいゆう 小川 憲司 氏

【第2部】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

協力：埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当 斉藤 富美代 氏

特定非営利活動法人つばさ会あゆみ 本橋 操 氏

(株)ウェルビー朝霞台駅前センター 出井 誉浩 氏

くろめがわ訪問看護ステーション 角野 修治 氏

※参加をご希望の方につきましては、別紙に必要事項をご記入の上、5月17日（水）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

<問い合わせ>

朝霞市障害福祉課障害福祉係

担当：下池、松本、内田、芦田

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話 048-463-1598

FAX 048-463-1025

メール syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp

埼玉県医療的ケア児等支援センター

地域センター



県センター



令和5年
1月25日
開設

埼玉県では、医療的ケア児等とご家族が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、埼玉県医療的ケア児等支援センターを設置しました。

医療的ケア児とは

医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童です。

医療的ケア児等やご家族からの相談窓口

埼玉県医療的ケア児等支援センター・地域センター「かけはし」

☎ 電話 **049-225-5770** (月～金 9:00～17:00 ※ 祝日・年末年始除く)

✉ メール **ikea-center@karugamo.or.jp**

🌐 ホームページ **<https://kawagoe.karugamonoie.jp/kakehashi/>**

🏠 住所 〒350-0844 川越市鴨田1930番地1
(福)埼玉医大福祉会 医療型障害児入所施設 カルガモの家



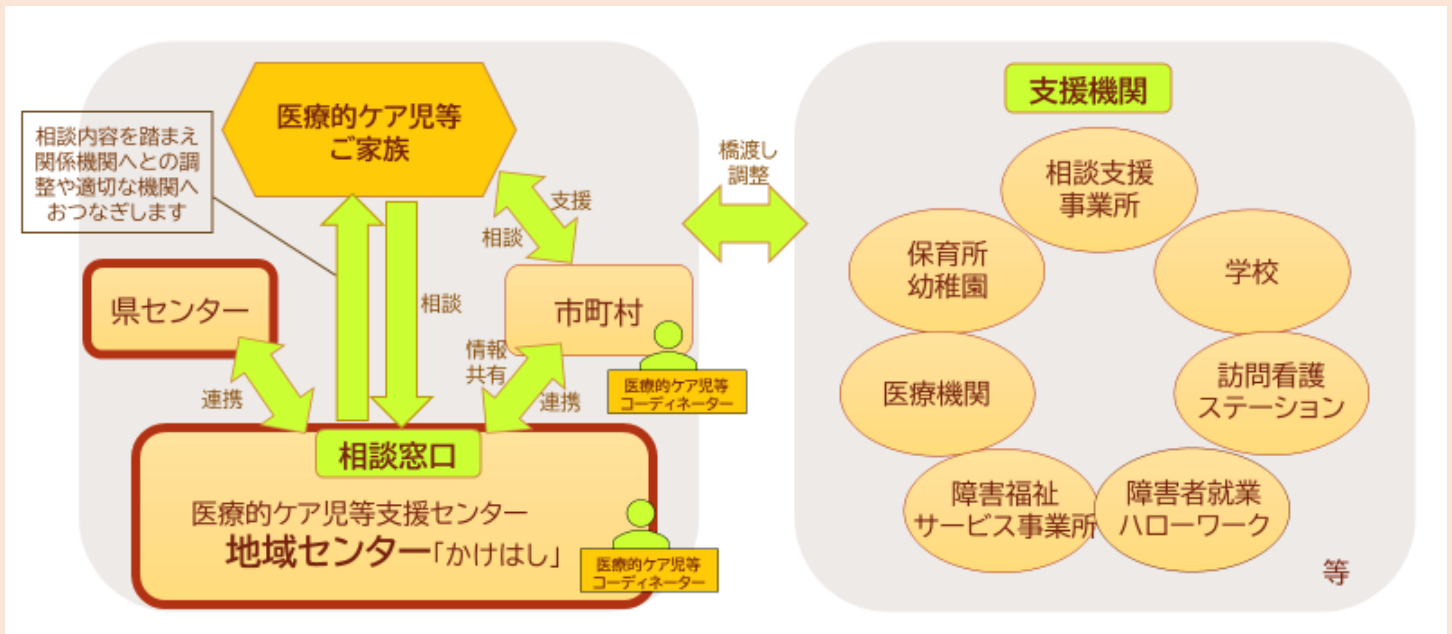
問合せ先

埼玉県 福祉部 障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当(医療的ケア児等支援センター駐在)

☎ 048-857-1001 ✉ a3300-21@pref.saitama.lg.jp

さいたまっち & コバトン

相談窓口 地域センター「かけはし」 ご利用イメージ



どこに相談してよいのかわからない、先々の子育てが不安、ケアの方法を知りたい、保育園や学校に行きたい、活用できる制度などを知りたい等のご相談をお受けします。
 保育所や学校など支援機関からの、医療的ケア児等の為に必要な配慮等のご相談もお受けします。

埼玉県の医療的ケア児等支援センターの体制と機能

埼玉県医療的ケア児等支援センターは、人材育成や多機関調整などを担う「県センター」と、相談窓口や市町村支援などを担う「地域センター」の二層体制により、医療的ケア児等とそのご家族が地域で安心して生活ができるよう支援します。



県センター
 電話 048-857-1001
 住所 〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2
 埼玉県立小児医療センター南玄関3F
 埼玉県発達障害総合支援センター内



地域センター「かけはし」
 電話 049-225-5770
 住所 〒350-0844 川越市鴨田1930番地1
 (福)埼玉医大福祉会
 医療型障害児入所施設 カルガモの家

